○浜松市かわな野外活動センター条例施行規則

昭和６０年６月２９日

浜松市教育委員会規則第７号

〔注〕平成１７年６月から改正経過を注記した。

（趣旨）

第１条　この規則は、浜松市かわな野外活動センター条例（昭和６０年浜松市条例第４３号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

（平１７教委規則５３・一部改正）

（利用許可の申請）

第２条　条例第４条の規定により浜松市かわな野外活動センター（以下「センター」という。）の利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項について文書等により指定管理者に申請しなければならない。

(1) 申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名

(2) 申請者の電話番号又は連絡先

(3) 利用日時

(4) 利用施設

(5) 利用目的

(6) 利用内容

(7) 利用人員

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認める事項

２　前項に規定する申請の時期は、浜松市内に所在する団体にあっては利用しようとする日の属する月の６月前の月の初日（休館日に当たるときは、その翌日。以下同じ。）、その他の者にあっては利用しようとする日の属する月の４月前の月の初日からとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（平１７教委規則５３・平２０教委規則１９・平２３教委規則９・令６教委規則１０・一部改正）

（利用の許可）

第３条　指定管理者は、前条第１項に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、センターの利用を許可し、その旨を申請者に通知する。

（平１７教委規則５３・一部改正）

（利用許可の取消し等の申出）

第４条　センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその取消し又は変更をしようとするときは、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

（平１７教委規則５３・一部改正）

第５条　削除

（平１７教委規則５３）

（利用料金の減免）

第６条　条例第７条に規定する特別の理由があると認める場合は次の各号に掲げる場合とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。

(1) 委員会が別に定めるところにより認定する身体障害者、知的障害者、精神障害者又は高齢者の団体が利用する場合　条例別表の１の(1)及び(2)の表の一般の利用料金の５割

(2) 自治会（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。）が利用する場合　条例別表の１の(1)及び(2)の表の一般の利用料金の５割

(3) 自治会連合会（自治会の連合体のうち委員会が別に定めるものをいう。）が利用する場合　免除

(4) 地区コミュニティ協議会（地域の振興及び地域の課題の解決を図ることを目的とする団体のうち委員会が別に定めるものをいう。）が利用する場合　免除

(5) 全市域又は地域社会において、市の施策と一体となって地域福祉の向上又は地域の安心若しくは安全に取り組んでいる団体のうち委員会が別に定めるものが利用する場合　条例別表の１の(1)及び(2)の表の一般の利用料金の５割

(6) 市民の福祉の向上又は市民の安心若しくは安全に係る法令等に基づき設置され、又は活動している組織で市の施策と一体となって活動しているもののうち委員会が別に定めるものが利用する場合　条例別表の１の(1)及び(2)の表の一般の利用料金の５割

(7) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認める場合　指定管理者が定める割合を減額又は免除

２　前項の規定は、条例別表の２に規定する暖房装置利用料金及び条例別表の３に規定する炊事用具利用料金については、適用しない。

３　利用料金の減免を受けようとする者は、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

（平１７教委規則５３・平２０教委規則２０・平２８教委規則１０・一部改正）

（利用料金の還付）

第６条の２　条例第８条ただし書に規定する特別の理由があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 利用者が利用しようとする日の１０日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合

(2) 指定管理者が利用者の責めに帰することができないと認める理由により利用することができなくなった場合

(3) 前２号に定めるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認める場合

２　利用料金の還付を受けようとする者は、前項第１号の規定による場合を除き、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

（平１７教委規則５３・追加、平２０教委規則２０・一部改正）

（遵守事項）

第７条　センターを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、設備等を汚損し、又は損傷しないこと。

(2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。

(3) 許可を受けないで物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。

(4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(5) 植物をみだりに採取し、又は損傷しないこと。

(6) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷しないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（平２０教委規則２０・一部改正）

（職員等の入室）

第８条　利用者は、職員又は指定管理者が管理上必要があると認めて当該施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

（平１７教委規則５３・一部改正）

（細目）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（平１７教委規則５３・追加、平１９教委規則１４・旧第１１条繰上）

附　則

この規則は、昭和６０年７月６日から施行する。

附　則（平成元年３月３１日浜松市教委規則第４号）

この規則は、平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成５年１２月２４日浜松市教委規則第５号）

１　この規則は、平成６年１月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附　則（平成８年３月２９日浜松市教委規則第１０号）

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年１２月２７日浜松市教委規則第２２号）

この規則は、平成１５年１月２１日から施行する。

附　則（平成１７年６月３０日浜松市教委規則第５３号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日浜松市教委規則第１４号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年９月３０日浜松市教委規則第１９号抄）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２０年９月３０日浜松市教委規則第２０号抄）

１　この規則は、平成２１年１月２１日から施行する。ただし、（中略）並びに第４条、（中略）及び附則第３項の規定は、同年４月１日から施行する。

３　第１条、第２条、第４条及び第５条の規定による改正後の（中略）、浜松市かわな野外活動センター条例施行規則第６条（中略）の規定は、第１項ただし書に規定する規定の施行の日以後の利用に係る使用料又は利用料金の減免について適用する。

附　則（平成２３年３月１５日浜松市教委規則第９号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月２４日浜松市教委規則第１０号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成令和６年６月１７日浜松市教委規則第１０号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。